



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 17, 2021 年 11 月～12 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年11月～12月）

内容

A: 英財務省、新たな金融規制の枠組み案を公表（11月9日）	3
B: ASEAN、サステナブル・ファイナンスのためのタクソミーを公表（11月10日）	4
C: 米大統領、「2021年安全な機器法」に署名（11月11日）	5
D: NY州当局、気候変動にかかる保険会社向けのガイダンスを最終化（11月15日）	5
E: BCBS、気候関連の財務リスクの管理と監督の原則案を公表（11月16日）	7
F: 米 NAIC、気候変動にかかる連邦ベースでの取組みへの見解を表明（11月16日）	8
G: 独 BaFin、2022～2025年の中期の監督目的を公表（11月19日）	10
H: EIOPA、追加資本の賦課にかかる年次レポートを公表（11月22日）	11
I: 豪 APRA、サイバー・レジリエンスの強化に向けた取組みを懲憑（11月23日）	11
J: IOSCO、ESG格付およびデータ商品の提供者にかかる監督基準を策定（11月23日）	12
K: 豪 APRA、気候変動の財務リスクにかかるガイダンスを最終化（11月26日）	14
L: 豪 APRA、再建および破綻処理計画にかかる基準案を公表（12月2日）	15

A: 英財務省、新たな金融規制の枠組み案を公表（11月9日）

- 英国財務省は、2022年2月9日を期限として、金融サービスに対する英国の規制上の枠組み案を市中協議に付した。提案の主な内容は以下のとおり。

<p>成長と国際競争力にかかる新たな目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健全性監督機構（PRA）と金融行為規制機構（FCA）に対して二次的な目的を導入することを通じて、成長と国際競争力により一層の焦点をあてる。 PRAについては、金融市場の実効的な競争を促すため、その二次目的として、新たに成長と国際競争力を追加する。これにより、PRAは、その主たる目的（金融機関の安全性と健全性の促進、および、保険契約者の保護）を追求するに際し、国際的な基準との整合性に従うとともに、合理的に可能である限りにおいて、英国経済（金融サービス・セクターを含む。）の長期的な成長や国際的な競争力の促進に資する形で行動することが求められる。 FCAについても同様に、成長と国際競争力の2つの二次的な目標を追加する。これらは、FCAの3つの目的（消費者の保護、市場の清廉性および競争）を補完するものとなる。 PRAとFCAは、それぞれ、成長と競争の目的に対する評価を年次で政府に報告する。
<p>気候変動の規制への取込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> PRAとFCAは、英国における経済の中期的もしくは長期的にサステナブルな成長を考慮するという規制上の原則に従うこととされている。加えて、上述の二次的な目的を追加することを踏まえ、その成長が、2050年までにネット・ゼロ経済を実現するための政府のコミットメントと整合的で、サステナブルな方法で実現されるべきである旨を明確にする。これにより、サステナブルな成長にかかる規制上の原則において、気候変動やネット・ゼロ経済に言及されることとなる。
<p>財務省との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健全性規制委員会（PRC）およびFCAは、財務省の提言に回答する。また、財務省は、PRCおよびFCAからの回答を公表し、議会に提示する。
<p>規制当局による規制のレビュー</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、政府が公共の利益に沿うものであると考える場合、規制当局に対して規制のレビューを求めることができる権限を財務省に付与する。ただし、その権限は、例えば、マーケットの状況に大きな変化が生じている場合や、関係する規制が意図する通りの効果を発揮していないと認められる場合など、例外的な状況においてのみ行使され得る。
<p>海外規制への依拠および取引上の取極めにかかる説明責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制当局は、規制の策定や監督の一般的なアプローチを設定するための権限を行使することの影響を検討し、また、外国との関係する取引上の取極め（自由貿易協定、二国間投資条約、WTO取極めなど）への準拠性を評価する。 規制当局は、規則を制定する際や監督に関する一般的なアプローチを設定する際、適切な場合には、一般に予見される影響を財務省と協議する。 取引上の取極めについて、規制当局は、規則や監督にかかる一般的なアプローチを定める権限を行使することが取引上の取極めにおける英国の義務に準拠したものであるか否かを評価する。
<p>議会への説明責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> PRAおよびFCAは、市中協議を行う際、関係する議会の委員会に通知する。

議会への回答にかかる規制	<ul style="list-style-type: none"> PRAおよびFCAは、議会の委員会からの法令に基づく協議に対し、文書で公式に回答する。
審議会の公式化	<ul style="list-style-type: none"> 自主的な組織として位置づけられているFCAの上場権限諮問委員会（Listing Authority Advisory Panel）およびPRAの保険小委員会を法律に基づく組織とする。
引き継がれたEU法への対応	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、企業に適用される直接的な規制要件を定めるBrexit後に引き継いだEU法（retained EU laws）を廃止し、規制当局は、それらに代わる規則を導入する。このプロセスには数年を要することが見込まれ、政府と規制当局は、移行に向けた透明性を確保するため、緊密に連携する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 中央清算機関（CCP）と証券保管振替機関（CSD）については、現状、イングランド銀行は限られた権限しか有しておらず、したがって、政府は、中央銀行に一般的なルール策定の権限を付与することを検討しているところ。

インプリケーション：本提案は、①英国の金融監督当局のマנדートに「経済成長と国際競争力の強化」を追加すること、②金融規制の策定の権限を議会から当局に移すこと、③②と引き換えに当局の説明責任を強化すること、の3つを骨子とするものであると考えられる。①に関連して、PRAのウッズCEOが過去に示していた懸念¹も踏まえると、金融監督当局が「育成庁」的な役割を果たす必要があるのかどうかについては、その主たる目的である金融機関の健全性や金融システムの安定性の確保、消費者の保護に照らし、継続的に議論していく必要があるものと考えられる。

（出所） HM Treasury ‘Future Regulatory Framework (FRF) Review: Proposals for Reform’

B: ASEAN、サステナブル・ファイナンスのためのタクソミーを公表（11月10日）

- ASEANの金融セクターの4機関（ASEAN資本市場フォーラム、ASEAN保険規制会合、金融インテグレーションにかかるASEAN上級委員会、資本市場の開発に関するASEAN作業委員会）で構成されるASEANタクソミー・ボードは、「サステナブル・ファイナンスのためのASEANタクソミー（Version1）」を策定した。主な内容は以下のとおり。
 - 同タクソミーは、ASEAN加盟国における、秩序立った移行やサステナブル・ファイナンスの利用を促すための共通のビルディング・ブロックとなり、また、経済活動や金融商品のラベリングにかかる加盟国間のコミュニケーションや協調のための共通の言語となるもの。
 - 同タクソミーは、①定性的な評価によって活動をグリーン、アンバー、レッドの3つに分類する「基礎的枠組み」、および、②基礎的枠組みを補完し、活動レベルの技術的なスクリーニング基準によって活動を同じく前述の3つに分類する「追加基準枠組み」の2つの要素から成る。なお、タクソミーVersion1は、活動を分類する上で、気候変動の緩和を主たる目的としており、他の環境目的（適応、健全なエコシステムと多様性の保護、資源のレジリエンスの促進と循環経済への移行）は、次フェーズで検討する予定。
 - 基礎的枠組みは、すべての活動を対象として、Yes/Noの樹形図を用い、各活動を「グリーン（気候変動の緩和に明確に貢献する、または、可能にする）」、「アンバー（環境目標に対する他の悪影響の緩和が必要な場合、脱炭素化に寄与する活動）」、「レッド（気候変動の緩和に貢献／可能にしない、および／または、他のセーフガードを満たさない活動）」のいずれかに分類する。

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Aを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

- 追加基準枠組みは、まずは重要な6つのセクター（①農業、林業、漁業、②製造業、③電力、ガス、蒸気、空調の供給、④輸送および保管、⑤建設および不動産、⑥上下水道、廃棄物管理および回収）、ならびに、その他の重要な3セクター（⑦情報コミュニケーション（ICT）、⑧環境技術、⑨炭素回収・有効利用・貯留（CCUS））を対象とする。その上で、例えば、炭素排出量を基準として、エントリー、中位、先進の3つに分けるような「積層アプローチ（あるいは、複層アプローチ）」を用いることによって、活動をグリーン、アンバー、レッドに分類する。このアプローチを採用する場合、閾値が科学ベースであり、透明であること、下位層がフェーズアウトすること、各層がデータに基づくものであること、などが重要となる。
- ASEANタクソノミーは、次フェーズでは、より包括的なものとなることが想定されている。

インプリケーション：ASEAN加盟国間では経済発展の段階が多様であることなどを踏まえると、共通言語としてのタクソノミーの策定およびその高度化に向けて取組みが進められていることは注目に値する。他方で、本タクソノミーは、非常にハイレベルなものであり、特に、追加基準枠組みにおける評価の指標や閾値が示されていないことなどから、本タクソノミーをもって加盟国間においてどの程度の整合性が確保され得るのかは予見し難い。この点は、今後の大きな課題の一つであろう。

（出所）ASEAN ‘ASEAN Sectoral Bodies Release ASEAN Taxonomy for Sustainable Finance – Version 1’

C: 米大統領、「2021年安全な機器法」に署名（11月11日）

- 米国大統領は、「2021年安全な機器法（Secure Equipment Act of 2021）」に署名した。同法の目的は、連邦通信委員会（FCC）が国家の安全保障リスクをもたらす無線周波機器（radio frequency devices）の認可を禁止することを確保すること。
- 同法は、FCCに対し、同法の制定から1年以内に策定される規則において、「2019年安全で信頼される通信ネットワーク法（Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019）」に基づき公表されている「対象コミュニケーション機器もしくはサービス」のリストに記載されている機器について、今後、認可申請の審査や承認を行わないことを明確にするよう求めている。

インプリケーション：本件は、経済安全保障の観点から注目に値する動きの一つであると考えられる。米国では、「2019年国防権限法」が既に成立しているものの、「2021年安全な機器法」が発効したことで、金融機関の行動（ICT機器の調達、外部委託先の選定、リスク管理など。）にどのような変化が生じるのか、その動向を注視していくことは、今後、日本の金融機関が経済安全保障上の対応を高度化していく中で有用であると考えられる。

（出所）The White House ‘Bill Signed: H.R. 3919’

D: NY州当局、気候変動にかかる保険会社向けのガイダンスを最終化（11月15日）

- ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、2021年3月に市中協議に付した「気候変動による財務リスクの管理に関するガイダンス」案を最終化した。主な内容は以下のとおり。

<p>リスク・カルチャーとガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険会社は、気候リスクの検討を、グループもしくは個々の保険会社レベルにおけるガバナンス構造に取り込む。保険会社の取締役会は、気候リスクを理解し、そのリスク管理に責任を有する経営陣の監督を行う。取締役会および経営陣の役割は、保険会社のリスク・アパタイトや組織構造に反映される。 ➤ 保険会社は、気候リスクの管理方針を文書化し、取締役会の承認を受ける。その方針では、リスク・アパタイトと整合し、リスク許容度を含み、また、長期的な財務上の影
-------------------------------	--

	<p>響、シナリオ分析の結果、気候リスクの顕在化のタイミングやチャネル、バランスシートの感応度などの要素を勘案する。また、保険会社は、それらの要素の定量化に向けた取り組みを進める。</p> <p>➤ 保険会社は、現行のERM機能（4つのコントロール・ファンクションを含む。）を通じて気候リスクを管理し、組織内における役割と責任を明確にし、リスク管理や経営の意思決定において気候リスクを明示的に勘案する。</p>
ビジネス・モデルと戦略	<p>■ 保険会社は、事業上の意思決定を行う際、気候関連の要素が事業に与える現在およびフォワードルッキングな影響を、適切なタイムホライズンにおいて勘案する。</p> <p>➤ 保険会社は、事業戦略が関係するエンティティや個々の事業ユニット、商品ラインに効果的に伝えられ、また、それらによって実践されていることを確保する。</p> <p>➤ 保険会社は、戦略の策定プロセス、リスク・アパタイトの枠組み、リスク管理やコンプライアンスのプロセスにおいて、事業環境分析、シナリオ分析、ストレス・テストがどのように勘案されているかを文書化する。</p>
リスク管理	<p>■ 保険会社は、気候リスクをリスク管理の枠組みに組み込むとともに、気候リスクが既存のリスク・ファクターに与える影響を分析することなどにより、気候リスクを現行の財務リスク管理に取り込む。気候リスクは、保険会社のORSAにおいて検討される。</p> <p>➤ 保険会社は、気候リスクをどのように軽減しているかを示すとともに、集中リスクを含む、リスクを管理するための計画や方針を策定する。</p> <p>➤ 保険会社のコントロール機能は、保険会社の気候リスクを特定し、測定し、モニターし、報告するとともに、リスク管理や内部統制の実効性を評価し、あわせて、オペレーションや気候リスクへのエクスポージャーがリスク・アパタイト・ステートメントと整合的であるかどうかを評価する。</p>
シナリオ分析	<p>■ 保険会社は、事業戦略やリスクの評価および特定に資するよう、シナリオ分析を行う。シナリオは、物理的リスクおよび移行リスクを対象とし、炭素の排出や気温にかかる複数の経路を勘案し、短期・中期・長期のタイムホライズンをカバーする。</p> <p>➤ 保険会社は、シナリオ分析の一環として、気候リスクが資産および負債に与える影響を検討する。</p>
開示	<p>■ 保険会社は、気候リスクを開示する。開示のアプローチを構築する際には、TCFDもしくは他の類似するイニシアティブを勘案する。</p>

インプリケーション：本ガイダンスの最終化は、米国（ニューヨーク州）の保険セクターにおいても欧州と同水準の気候リスクの管理が求められることとなったことを意味する。今後、欧米の保険会社は、気候変動リスク管理の一層の高度化に向けて取り組みを進めて行くことが想定され、日本の保険会社もそれにキャッチアップしていくことが期待されよう。その他、本ガイダンスが、記事Fで取り上げている全米保険監督官協会（NAIC）や米国連邦保険局（FIO）の動きにどう影響するかも注目に値しよう。

E: BCBS、気候関連の財務リスクの管理と監督の原則案を公表（11月16日）

- パーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2022年2月16日を期限として、「気候関連の財務リスクの効果的な管理と監督のための原則」案を市中協議に付した。
- 同原則の目的は、気候関連の財務リスクにかかるリスク管理と監督実務の向上に対するプリンシプル・ベースのアプローチを促すこと。適用については、プロポーショナルリティ原則の下、すべての銀行がその対象となる。ただし、シナリオ分析（ストレス・テストを含む。）にかかる原則は、大規模で、国際的に活動する銀行および監督当局を念頭に置いたものという位置付け。
- 各原則の概要は以下のとおり。原則1～12は銀行、原則13～18は監督当局に対するもの。

コーポレート・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> • 原則1：銀行は、気候関連のリスク・ドライバーが、自身のビジネスや事業環境に与える潜在的な影響を理解し、評価するための、健全なプロセスを構築し、実践すべき。銀行は、様々な時間軸で顕在化し得る重要な気候関連の財務リスクを勘案し、事業戦略やリスク管理の枠組みに取り込むべき。 • 原則2：取締役会と上級経営陣は、気候関連の責任を取締役や委員会に明確に割り当て、気候関連の財務リスクを実効的に監視し、また、組織上、気候関連のリスク管理の責任の所在を特定すべき。 • 原則3：銀行は、気候関連の財務リスクの実効的な管理を確保するため、全社的な、適切な方針、手続き、および、統制を採択すべき。
内部統制	<ul style="list-style-type: none"> • 原則4：銀行は、重要な気候関連の財務リスクの健全で、包括的で、実効的な特定、測定、軽減を確保するため、気候関連の財務リスクを、3つのディフェンス・ラインを通じた自身の内部統制の枠組みに統合すべき。
資本と流動性の適切性	<ul style="list-style-type: none"> • 原則5：銀行は、気候関連の財務リスクを特定し、定量化し、また、関係する時間軸において重要であると評価されたリスクを自己資本および流動性の適切性評価のプロセスに組み込むべき。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> • 原則6：銀行は、自身の財政状態（自己資本や流動性ポジションを含む。）を大きく棄損し得るすべての気候関連の財務リスクを特定し、モニターし、管理すべき。銀行は、自身のリスク・アパタイトとリスク管理の枠組みが、すべての重要な気候関連の財務リスクを勘案していることを確保し、また、それらのリスクを特定し、測定し、モニターし、管理するための信頼できるアプローチを構築すべき。
経営のモニタリングと報告	<ul style="list-style-type: none"> • 原則7：リスク・データの合算能力や内部のリスク報告の実務は、気候関連の財務リスクを説明するものであるべき。銀行は、取締役会や上級経営陣による効果的な意思決定に資するよう、自身の内部報告システムが、重要な気候関連の財務リスクのモニタリングやタイムリーな情報提供を可能とするものであることを確保すべき。

信用リスクの包括的な管理	<ul style="list-style-type: none"> 原則8：銀行は、気候関連の財務リスク・ドライバーが自身の信用リスク・プロフィールに与える影響を理解し、信用リスク管理のシステムやプロセスが重大な気候関連の財務リスクを勘案していることを確保すべき。
市場、流動性、オペレーショナル・リスク等の包括的な管理	<ul style="list-style-type: none"> 原則9～11：銀行は、気候関連のリスク・ドライバーが自身の市場および流動性リスク・ポジション、オペレーショナル・リスクやその他のリスクに与える影響を理解し、リスク管理システムやプロセスがそれらのリスクを勘案していることを確保すべき。その他のリスクへの影響を理解することには、戦略、風評、規制のコンプライアンス・リスクを高め得るリスク・ドライバーや、気候感応度の高い投資や事業に関連する訴訟費用の理解を含む。
シナリオ分析	<ul style="list-style-type: none"> 原則12：適切な場合、銀行は、広範で、起こり得る気候関連の経路に対する自身のビジネス・モデルと戦略のレジリエンスを評価し、気候関連のリスク・ドライバーが全社的なリスク・プロフィールに与える影響を評価するため、シナリオ分析（ストレステストを含む。）を行うべき。分析においては、関連する時間軸にわたる物理的リスク、移行リスクを勘案すべき。
健全性監督および規制	<ul style="list-style-type: none"> 原則13：監督当局は、銀行による、重要な気候関連の財務リスクの事業戦略、コーポレート・ガバナンス、内部統制の枠組みへの取込みが健全で包括的なものであることを評価すべき。 原則14：監督当局は、リスク・アパタイトやリスク管理の枠組みの評価の一環として、銀行が、すべての重要な気候関連の財務リスクを適切に特定し、モニターし、管理することができるかを評価すべき。 原則15：監督当局は、銀行が、気候関連のリスク・ドライバーがリスク・プロフィールに与える影響を包括的に特定し、評価し、また、重要な気候関連の財務リスクがリスク管理において適切に勘案されていることを確保しているかを評価すべき。
監督当局の責任、権限および機能	<ul style="list-style-type: none"> 原則16：銀行の気候関連の財務リスクの管理を評価する際、監督当局は、適切な手法とツールを活用し、また、監督上の期待との大幅なギャップが認められた場合には、適切な対応策を講じるべき。 原則17：監督当局は、銀行の気候関連の財務リスク管理を実効的に評価するに足るリソースと能力を有していることを確保すべき。 原則18：監督当局は、関連するリスク・ファクターを特定し、ポートフォリオのエクスポージャーを計測し、データ・ギャップを特定し、リスク管理のアプローチの適切性を把握するため、気候関連のシナリオ分析（ストレステストを含む。）を利用することを検討すべき。

インプリケーション：本原則案は、バーゼル銀行監督委員会による銀行セクター向けのものであるものの、保険セクターにおいても同様の国際的な原則が策定されることも十分に考えられることなどから、日本の保険セクターにも有用なガイダンスを提供するものであると考えられる。

（出所）BCBS ‘Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks’

F: 米 NAIC、気候変動にかかる連邦ベースでの取組みへの見解を表明（11月16日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、米国連邦保険局（FIO）が2021年8月に実施した気候関連の財務リスクにかかる意見募集²に対し、コメントを提出した。主な内容は以下のとおり。

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 14, 2021年8月～9月）」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202109_ins_regulation.pdf

<p>気候財務リスク分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各州の保険監督当局は、ORSA、リスク・ベースの資本規制、財務状況の検査ハンドブック、財務データの収集、保険気候リスクの開示等の様々な監督ツールを用い、保険会社のエクスポージャーを効果的に特定し、脆弱性を評価し、また、ソルベンシーに関連する懸念を解消するために協働することができる。 例えば、ORSAについて、特に損害保険会社は、気候エクスポージャーに関する情報を年次のORSAで監督当局に報告しており、また、監督当局は、その情報を監督に利用している。また、NAICの気候とレジリエンスにかかるタスクフォースは、ORSAにおける気候関連のリスクへの対応についてその要否を検討しているところ。 資本規制との関係では、2017年のRBCの改正において、ハリケーンや地震などの巨大災害リスクにかかるリスク・カテゴリーを設け、100年に1度の頻度で生じ得るリスクに対して資本を保有することを求めているほか、250年および500年に1度のイベントを開示することも求めている。また、同リスク・カテゴリーが対象とするイベントを、山火事、洪水、対流性雷雨に拡大することを検討しているところ。 気候リスクの開示については、NAICは、自身の開示の枠組みとTCFDの開示の枠組みとの整合性を整理し、NAICの気候リスク調査の内容をアップデートしているところ。
<p>保険の利用可能性と購買可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各州の保険監督当局は、保険会社の健全性と適切な保険料水準とのバランスを確保するよう取り組んでいるところ。 NAICは、コミュニティのレジリエンスを改善するための災害の軽減や経済的なインセンティブの付与にかかる各州の取組みを注視している。加えて、NAICは、革新的な保険商品の開発などを通じたプロテクション・ギャップの解消の方法を模索してきている。
<p>ステークホルダーの認識とエンゲージメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各州の保険監督当局とNAICは、保険をより良く理解するためのリソースやツールを開発し、アドバイスを提供してきている。 国際的には、NAICは、IAISにおける気候関連の取組みに積極的に参画してきている。加えて、NAICは2020年、サステナブル保険フォーラム（SIF）のメンバーとなったほか、EU・US間の保険対話を通じて、欧州の当局とも気候関連の事項について対話を続けているところ。
<p>結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動については、各州の保険監督当局が多くの取組みを行っているところ。 我々（NAICおよび各州の監督当局）は、気候関連のイベントの経済的な帰結を管理してきた長い歴史と、気候リスクを重要な要素として取り込んだ、ソルベンシー規制や消費者保護の監督ツールという強固な基盤を有している。我々は、また、NAICの気候リスク開示サーベイを国際的な基準と整合させるべく取り組んでいるほか、プロテクション・ギャップ、気候リスクおよびレジリエンシーに対応するための革新的な保険会社のソリューションをレビューし、加えて、リスクの軽減を促し、コミュニティのレジリエンシーを改善するため、災害対策やステークホルダーとのエンゲージメントを行っているところ。 我々は、「保険会社の監督と規制における気候関連の事項やギャップを評価する」というFIOの責務は理解するものの、FIOの意見募集を、NAICとFIO双方が各州における取組みを認識し、それを促進する機会とするものとなることを期待している。

インプリケーション：過去から続いている、連邦政府と州政府との主導権争いが垣間見えるコメントであるとの印象を受ける。ニューヨーク州のように独自に取組みを進めている州もある中、NAICがどのように各州をまとめていくことができるのか、注目に値する。

(出所) NAIC 'NAIC Responds to FIO Request for Information on Climate-Related Financial Risks'

G: 独 BaFin、2022～2025 年の中期の監督目的を公表（11 月 19 日）

■ ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）が公表した2022～2025年における10の監督目的の概要は以下のとおり。

1. 安定と安全	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、①金融機関と金融システムが、複数のシナリオ（特に、金利や市場ドリブンのシナリオ）におけるストレスに対して資本と流動性の両面においてレジリエントであることを確保することを目指し、また、②特にデジタル化の観点から、ビジネス・モデルの長期的な継続性を評価する。
2. オペレーショナル・レジリエンス	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、①特に技術プラットフォームに焦点をあて、金融機関のオペレーションの安定性と安全性をモニターし、また、②サイバー・リスクの急激な高まりや、バリュー・チェーンの分裂によって引き起こされる金融機関のリスク・プロファイルの変化への対応に注力する。
3. 問題のある金融機関	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、脆弱な金融機関、ビジネス・モデルに問題がある金融機関、内部統制やガバナンスに欠陥がある金融機関を早期に特定し、必要な施策を講じる。
4. AML対応	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、金融セクターのマネー・ロンダリングに対する脆弱性を低減させるとともに、金融機関の統制メカニズムが十分に実効的であるよう監督を強化する。
5. 消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、①個人の投資家や預金者に影響を及ぼす可能性がある場合、個々の商品や実務にかかる警告を発出し、もしくは、監督上の介入を行い、また、②販売チャネルが消費者保護にもたらす課題に対応する。
6. 市場監督	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、①実効的で一層の財務報告の執行プロセスを設け、また、②市場参加者による、不誠実な市場行動や強引な会計実務が生じないよう対応する。
7. サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、金融機関の財務への影響の分析と緩和、および、開示要件の遵守に特に焦点をあて、サステナビリティにかかる事項を監督に取り込む。
8. イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、新たな技術がマーケットでどのように利用され、また、それらがどのようなリスクをもたらし、新旧のビジネス・モデルにどのような影響を及ぼすのかを理解しており、それらについて規制・監督で対応していくとともに、金融におけるAIの利用およびその課題に焦点をあてる。
9. 現代化と強固な監督カルチャー	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、監督プロセスをデジタル化することや監督上において新たな技術を利用することにより、監督アプローチを開発し、監督カルチャーを構築していく。
10. 人材開発	<ul style="list-style-type: none"> BaFinは、高い能力を有する人材に対し、多様な機会を提供する。

インプリケーション：いずれの目的（課題）も、多くの先進国の金融セクターに共通するものであると考えられる。個別事案を受けたBaFinを巡る一連の動きを勘案すると、「現代化と強固な監督カルチャー」が取り上げられている点は興味深い。

(出所) BaFin 'BaFin sets medium-term objectives for its supervisory activities'

H: EIOPA、追加資本の賦課にかかる年次レポートを公表 (11月22日)

- 欧州保険・年金監督局 (EIOPA) が公表した、2020年における追加資本の賦課 (capital add-ons) にかかる年次レポートの主な内容は以下のとおり。
 - 追加資本の賦課は、①保険会社のリスク・プロファイルが、SCR (ソルベンシー資本要件) の前提条件から大きく乖離する場合 (標準フォーミュラ、内部モデルとも)、②適切なリスク管理を大きく損なうガバナンスの欠陥が認められる場合、③保険会社のリスク・プロファイルが、マッチング調整、ボラティリティ調整や移行措置の前提条件と大きく乖離する場合、のいずれかの場合に、監督当局が利用できる監督上のツール。
 - 2020年には、単体ベースでは、7つの監督当局が、3つの生保、6つの損保に追加資本を賦課 (2019年には、9つの監督当局が、2つの生保、7つの損保、1つの複合保険会社に追加資本を賦課。)。グループベースで追加資本を賦課した事例は無し (前年も同様。)
 - セクター全体では、SCRの合計に占める追加資本の割合は0.1%未満。追加資本を賦課された、標準フォーミュラを用いている保険会社では、追加額はSCRの25%を占める (前年は同38%)。1例を除き、追加資本は、少なくとも10%のSCRの上昇につながっている。
 - 8つの監督当局は、追加資本の賦課のプロセスを公式に定めている (そのうち、実際に追加資本を賦課したのは7つの監督当局であった。)。追加資本の賦課にかかるレベル・プレイング・フィールドを確保することは重要であり、好事例の公表や追加資本の額の計算方法にかかるガイダンスの策定を求める監督当局の声も踏まえ、EIOPAは、引き続きモニタリングを継続する。

インプリケーション：英国健全性監督機構 (PRA) が気候関連の財務リスクに対して資本規制 (追加資本の賦課) で対応する考えを示したところ³、今後、欧州大陸においても追加資本の賦課が気候関連の財務リスクに対応するための監督上のツールとして使われることとなるのか、注目に値する。

(出所) EIOPA 'EIOPA publishes annual report on the use of capital add-ons during 2020 under Solvency II'

I: 豪 APRA、サイバー・レジリエンスの強化に向けた取組みを慫慂 (11月23日)

- オーストラリア健全性規制庁 (APRA) は、2020~2024年サイバー・セキュリティ戦略 (2020年11月公表) において示した試験的なイニシアティブのうち、①技術のレジリエンスにかかるデータ収集 (サーベイ)、および、②APRAの情報セキュリティ健全性基準 (CPS234) への準拠性の評価、の2つを実施した。
- ①のデータ収集 (サーベイ) の目的は、ITおよびサイバーの統制にかかる金融機関における潜在的な弱点を理解し、サーベイから得られる示唆を業界と共有すること。銀行や保険会社、私的年金基金 (スーパーアニュエーション) を対象に、IT調達、ITシステムの健全性、情報セキュリティの能力、障害復旧などのITおよびサイバーにかかるトピックスについて、試験的なサーベイを実施。主な発見事項は以下のとおり (※数字は、いずれも過去1年間を対象とするもの)。
 - 35%の金融機関は、重要なシステムのバックアップを検証していない。
 - 22%の金融機関は、サイバー・インシデント対応計画を検証していない。

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向 (Vol. 16, 2021年10月~11月)」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202111_ins_regulation.pdf

➤ 60%の金融機関は、ITサービス・プロバイダの情報セキュリティ統制の検証状況を評価していない。

- ②の準拠性の評価は、少数の金融機関を対象に実施。なお、今後数年間かけて、CPS234が定めるベースラインのサイバー・プラクティスの実践を促すことを目的として、すべての金融機関を対象にCPS234の準拠性の評価を実施する予定。
- APRAは、①および②から、金融機関の取締役会は、(a) サイバー・レジリエンスに関する経営陣からの報告を積極的にレビューし、(b) ランサムウェアなど、影響度の高いサイバー攻撃から回復できることを確保し、(c) 情報セキュリティにかかる統制がサプライ・チェーン全体で実効的であることを確保するという点において、より積極的な役割を果たすべきであると結論付けた。

インプリケーション：オーストラリアの金融機関のサイバー・レジリエンスにかかる取組みと今後の課題を示す、示唆に富む情報である。発見事項やAPRAの結論は、日本の保険会社にとっても大いに参考になるものと考えられる。

(出所) APRA ‘Improving cyber resilience: the role boards have to play’

J: IOSCO、ESG 格付およびデータ商品の提供者にかかる監督基準を策定（11月23日）

- 証券監督者国際機構（IOSCO）が公表したESG格付およびデータ商品の提供者にかかる監督基準の主な内容は以下のとおり。

当局向けの提言	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提言1：規制当局は、ESG格付やデータ商品の利用、および、ESG格付やデータ商品の提供者により注意を向けることを検討し得る。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規制当局は、既存の規制の枠組みを踏まえ、適用可能である場合には、ESG格付やデータ商品の提供者の監督が十分であるか検討し得る。 ➤ 規制当局は、ESG格付やデータ商品の提供者が用いるターミノロジーのための標準化された定義を業界が主導して策定することをサポートし得る。 ➤ 規制当局は、権限を有する場合、①サービス提供者に対して、ESG格付やデータ商品の提供と、グリーン・ファイナンス商品に対する第三者の見解やESGコンサルティング・サービスなどの受領者とのその他の関係から生じ得る潜在的な利益相反を特定し、開示し、また、可能な範囲で軽減することを求め、②サービス提供者のコーポレート・ガバナンス上の組織やオペレーションの形態が、潜在的な利益相反を特定し、管理し、軽減するために十分なものであるかを検討し、③サービス提供者が利用しているデータや情報のソースは公開されているか、また、サービス提供者のメソドロジーは公開されているか等を検討し得る。 ➤ 規制当局は、業界参加者に対して、自主的な業界基準や行動規範を策定し、それを遵守することを奨励する機会があるかを検討し得る。
ESG格付およびデータ商品の提供者向けの提言	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提言2：ESG格付およびデータ商品の提供者は、可能な場合、公開されたデータ・ソースに基づき、また、必要に応じて他の情報ソースに基づき、透明かつ定義されたメソドロジーを用いて、高品質なESG格付やデータ商品の組成を可能にし得るよう設計された、文書化された手続きを採択し、実践することを検討し得る。 ■ 提言3：ESG格付およびデータ商品提供者は、その決定が独立しており、政治的もしくは経済的な干渉を受けておらず、また、特に、ESG格付およびデータ商品の提供者の組織構造、

	<p>事業もしくは財務活動、あるいは、提供者もしくはその役職員の財務上の利益などから生じ得る潜在的な利益相反を適切に取り扱うことを確保するために設計された、文書化された方針や手続きを採択し、実践することを検討し得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 提言4：ESG格付およびデータ商品の提供者は、そのオペレーションの独立性や目的を損ない得る潜在的な利益相反を特定し、回避し、もしくは、適切に管理、軽減および開示することを検討し得る。 ■ 提言5：ESG格付およびデータ商品の提供者は、適切な水準の開示や透明性を優先事項とすることを検討し得る。それには、機密情報、データ、メソドロジーに関して、バランスを維持しつつ、商品の利用者が、その商品が何であり、どの様に組成されたのか（潜在的な利益相反を含む。）を理解できるようにするためのメソドロジーやプロセスを含む。 ■ 提言6：ESG格付およびデータ商品の提供者は、その商品に関連する、すべての非公開情報を状況に応じて適切な方法で取り扱い、また、保護するための文書化された方針や手続きを採択し、実践することを検討し得る。
ESG格付およびデータ商品の利用者向けの提言	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提言7：市場参加者は、デュー・デリジエンスを行い、もしくは、内部プロセスにおいて利用するESG格付やデータ商品に関する情報を収集し、レビューすることを検討し得る。これらのデュー・デリジエンス、もしくは、情報収集やレビューには、商品によって何が格付けされているのか、もしくは、評価されているのか、どのように格付、評価されているのか、また、その限界、および、商品が使われている目的について理解することを含み得る。
ESG格付およびデータ商品の提供者と評価対象者との関係にかかる提言	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提言8：ESG格付およびデータ商品の提供者は、商品の提供先のエンティティとの情報収集プロセスを、提供者と提供先双方にとってより効率的な情報の調達につながる方法で改善することを検討し得る。 ■ 提言9：実行可能で、かつ、適切である場合、ESG格付およびデータ商品の提供者は、商品の客観性を維持しつつ、商品の提供先の要望に対応することを検討し得る。
商品の提供先とESG格付およびデータ商品の提供者との関係に関する提言	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提言10：ESG格付およびデータ商品の提供者から評価を受けるエンティティは、適用される法規制を踏まえつつ、可能な範囲で、サステナビリティに関連する情報の開示プロセスを効率化することを検討し得る。

インプリケーション：すべての基準が「〇〇を検討し得る（could consider something）」となっており、その実効性に疑問はあるものの、IOSCOが、ESG格付およびデータ商品の提供者にかかる監督基準を他のセクターの監督基準の設定者に先駆けて策定したことは十分に評価に値する。ESG格付およびデータ商品の提供者が金融および他の産業セクターに与える影響の潜在的な大きさを勘案すると、今後、金融安定理事会（FSB）などの複数の金融セクターに影響力を及ぼし得る機関が中心となり、ESG格付およびデータ商品の提供者にかかる実効性の高い監督基準を策定するとともに、そうした基準に基づき、各国の監督当局がESG格付およびデータ商品の提供者を適切に監督することが期待される。

（出所）IOSCO ‘IOSCO calls for oversight of ESG Ratings and Data Product Providers’

K: 豪 APRA、気候変動の財務リスクにかかるガイダンスを最終化（11月26日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2021年4月に市中協議に付した⁴「健全性実務ガイド：気候変動の財務リスク」を最終化した。主な内容は以下のとおり。

<p>ガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、気候リスク管理の監督において、①取締役会における気候リスクの適切な理解、および、気候リスクを議論する機会を確保し、②気候リスクの管理における上級経営陣の役割と責任を明確にし、③気候変動のリスクと機会を定期的に再評価するとともに、それらを戦略や事業計画の承認において勘案し、④短期および長期それぞれの目線で気候変動のリスクと機会を評価し、⑤気候リスクが重要である場合には、リスク・アパタイトの枠組みにリスク・エクスポージャーの上限や閾値を設け得る。
<p>リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、気候リスクに対するエクスポージャーが大きい（もしくは小さい）経済セクターを特定し得る。その際、極端な気象イベントに対する脆弱性、温室効果ガスの排出量、気候関連の政策や技術の変化に対する潜在的なエクスポージャー、気候関連のサプライ・チェーンの変化や事業活動の混乱に対する脆弱性を勘案する。金融機関は、気候リスクが資本の十分に与える重大な影響を検討し、記録することが適当である。その目的のために、内部自己資本充実度評価プロセス（ICAAP）を利用することができる。 金融機関は、その活動に気候関連のターゲットを設定し得る。それらのターゲットは、金融機関の気候関連の測定指標と紐づくものであり、全社的な事業戦略やリスク管理の枠組みと整合的なものであるべきである。また、金融機関は、データや測定指標、ターゲットが定期的にアップデートされていることを確保する。 金融機関は、重大な気候リスクを特定した場合、それを軽減し、また、エクスポージャーを管理する計画を策定し、実践し得る。また、金融機関は、追加的なリスクをプライシングに反映する、エクスポージャーを制限する、取引関係を検討する、などの標準的なリスク軽減のための選択肢も検討し得る。
<p>シナリオ分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析の先進的な取り組みの例は、①現在のエクスポージャーの短期的な評価と、シナリオに基づく将来のエクスポージャーの（2050年を超える）長期的な評価の両方を行うこと、②定性および定量要素をシナリオに取り込むこと、③それぞれのシナリオについて、物理的および移行リスクを評価すること、④気候リスクの影響を資本の十分性、流動性、保険契約者への債務の履行能力など様々な観点から測定すること、⑤シナリオ分析にフォワードルッキングな情報を取り込むこと、など。 シナリオ分析においては、将来の気温上昇（2100年までの3°C以上の上昇と2°Cより低く抑えるシナリオ）、経済の移行経路（秩序立った移行と破壊的な移行のシナリオ）などを検討する。 金融機関は、気候リスクのシナリオ分析の手法や結果（分析の限界の評価を含む。）を適切に文書化し、保存する。重要な結果は、取締役会に報告されるべきである。金融機関がシナリオ分析の結果を公表する場合、その手法や決定事項なども開示する。

⁴ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Hを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf

開示	<ul style="list-style-type: none"> TCFDの枠組みに沿った開示は好事例の一つであると考えられる。金融機関は、開示のプラクティスの向上について、継続的に取り組む。
----	---

インプリケーション：先進国において、金融機関の気候関連の財務リスクの管理に対する期待の目線がそろってきている印象を受ける。

(出所) APRA 'APRA finalises prudential guidance on managing the financial risks of climate change'

L: 豪 APRA、再建および破綻処理計画にかかる基準案を公表（12月2日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2022年4月29日を期限として、「金融コンティンジェンシー・プラン（CPS190）」および「破綻処理計画（CPS900）」にかかる健全性監督基準案を市中協議に付した。
- 金融コンティンジェンシー・プランにかかる基準案（CPS190）の主な内容は以下のとおり。
 - 金融コンティンジェンシー・プラン（financial contingency plan）は、金融機関の存続可能性に対する脅威に焦点をあてるもの。それらの脅威には、経済の悪化に関連するもののみならず、不正やサイバー攻撃に起因するオペレーションの障害なども含まれ得る。金融機関は、再建できない場合、市場から撤退する必要がある。
 - 金融機関は、金融コンティンジェンシー・プランを策定する。同プランは、取締役会が承認する。外国の金融機関については、グループ内のオーストラリア法人が、金融コンティンジェンシー・プランを策定する。
 - 金融コンティンジェンシー・プランは、再建および市場からの撤退それぞれについて、信頼できる計画を提供するものでなければならない。再建のための施策には、支出の削減や特定のビジネスの停止、増資や資産売却などが含まれ得る。未だ健全な状態での市場からの撤退のための施策には、ビジネスの秩序立った移転や縮小、ソルベント・ランオフなどが含まれ得る。
 - 3つの主要な要素
 - 要素1 金融コンティンジェンシー計画の策定：①タイムリーなアクションを支える、健全に較正されたトリガーの枠組み（早期警戒指標を含む。）、②経済および事業環境を勘案した、信頼できる再建および退出オプション（政策措置）、③早期警戒指標のモニタリングや政策措置の実施をサポートする実効性のあるガバナンス、④金融コンティンジェンシー・プランの実効的な実施をサポートするコミュニケーション計画、⑤トリガーの枠組みの実効性と再建オプションの実効性を評価するシナリオ分析（※重要な金融機関（SFI）のみ。生損保会社は総資産が100億豪ドル以上、私的健康保険会社は同30億豪ドル以上の場合、SFIとされる。）。
 - 要素2 能力の維持：①金融コンティンジェンシー・プランを実施するための能力（必要な費用など）の確保、②法規制、財務面やオペレーション、組織形態などの潜在的な制約要件への事前準備。
 - 要素3 評価と検証：金融コンティンジェンシー・プランの定期的なレビュー（重要な金融機関は年次、その他は少なくとも3年ごと）。
- 破綻処理計画にかかる基準案（CPS900）の主な内容は以下のとおり。
 - 破綻処理計画の対象は、SFI（※保険会社の場合、SFIの定義はCPS190におけるそれと同じ。）およびAPRAが経済に対して重要な機能（critical functions）を提供していると考えられるSFI以外の金融機関。
 - 破綻処理のし易さの評価：金融機関は、潜在的な破綻処理オプションの実行可能性を評価することが求められる。その中では、オプションの実行にかかる潜在的な障害を特定する。

- 事前の計画（pre-positioning plan）：金融機関は、秩序立った破綻処理の障害を取り除く施策を定める事前の計画を策定する。大きな障害が認められる場合、APRAは金融機関に対し、事業構造や第三者との契約の変更を求め、もしくは、主要な機能とサービスの事業継続性を確保するための措置を講じることを求め得る。
 - 損失吸収能力（LAC）：保険会社について、APRAが追加的なLACが必要であると認める場合、最低PCR（健全性資本要件）の調整として賦課され得る。
- 今後、2022年第2四半期に両監督基準を最終化し、2024年1月に施行することを予定している（私的年金は2025年1月）。また、2022年上半期に、ガイダンス案を市中協議に付し、最終化する予定。

インプリケーション：オーストラリアにおいても、再建および破綻処理計画の策定が求められることとなる。保険会社の再建計画について、日本では国際的に活動する保険会社（IAIGs）のみがその対象として認識されているところ、欧州やオーストラリアなどでは、その対象を選定の閾値に特段の根拠が無いIAIGsに限定していないことが日本との大きな差異の一つであると考えられる。

（出所）APRA ‘APRA moves to strengthen crisis preparedness in banking, insurance and superannuation’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事B)

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001